

議案第 1 号

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 8 月 1 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市清和地域拠点複合施設を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 君津市清和地域活性化センター（第 6 条—第 1 8 条）

第 3 章 雑則（第 1 9 条）

附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 本市は、清和地域の特色ある文化や資源を活かしながら、地域住民の自主的な活動及び多様な交流の推進を図ることにより、地域住民相互の協力と支え合いに基づく地域活性化及び住民福祉の増進に寄与し、持続可能な地域づくりを推進するため、君津市清和地域拠点複合施設（以下「清和地域拠点複合施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 清和地域拠点複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 君津市清和地域拠点複合施設

位置 君津市西栗倉 3 6 番地

（施設の構成）

第 3 条 清和地域拠点複合施設は、次に掲げる施設（以下「個別施設」という。）をもって構成する。

(1) 清和地域市民センター（君津市市民センター設置条例（令和 5 年君津市条例第 3 号）別表に規定する清和地域市民センターをいう。）

(2) 君津市清和地域活性化センター（第 6 条に規定する君津市清和地域活性化センターをいう。）

(3) 君津市清和公民館（君津市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 4 9 号）第 3 条の表に規定する君津市清和公民館をいう。）

（個別施設の連携）

第4条 清和地域拠点複合施設は、第1条に規定する設置の目的を効果的に達成するため、個別施設の事業及び事務を相互に連携することにより、地域住民の利便性の向上及び相乗的な効果の促進を図るものとする。

(管理)

第5条 個別施設の管理については、第3条各号に規定する個別施設の条例及びその条例に基づく規則の定めるところによるものとする。

2 清和地域拠点複合施設の管理については、清和地域市民センターが主体となり個別施設相互に調整して行うものとする。

第2章 君津市清和地域活性化センター

(設置)

第6条 本市は、清和地域の関係人口の創出及び拡大並びに地域活性化に資するため、君津市清和地域活性化センター（以下「地域活性化センター」という。）を設置する。

(事業)

第7条 地域活性化センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 清和地域が抱える課題にきめ細かく対応していくために必要な事業
- (2) 清和地域の関係人口の創出及び拡大に繋がる事業
- (3) 清和地域の地域活性化に繋がる事業
- (4) 情報通信技術を活用した多様な働き方の推進に関する事業
- (5) 清和地域の特性を活かした起業の支援に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第8条 地域活性化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、日曜日の閉館時刻は午後5時とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 地域活性化センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

(使用の許可等)

第10条 地域活性化センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

(1) 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 使用により地域活性化センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第14条第4号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、地域活性化センターの管理上支障があると認めるとき。

3 市長は、使用の許可に際し、地域活性化センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第11条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めに帰さない理由により地域活性化センターの施設等を使用できないとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が第10条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により、使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 暴力団の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化センターの管理上支障があると認めるとき。

(意見聴取)

第15条 市長は、第10条第2項第3号又は前条第4号に該当するかどうかについて、千葉県君津警察署長の意見を聴くことができる。

(譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、地域活性化センターの施設等を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、その使用が終わったとき又は第14条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した地域活性化センターの施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、地域活性化センターの施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 個別施設に係る使用の申請、許可その他この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(君津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 君津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表中「君津市西栗倉57番地」を「君津市西栗倉36番地」に改める。

別表第1 君津市清和公民館の項を次のように改める。

君津市清和公民館	体育館	3,750円	5,000円	5,380円	10,940円
	会議室1	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円
	会議室2	480円	640円	690円	1,400円
	会議室3	990円	1,320円	1,420円	2,890円
	和室	480円	640円	690円	1,400円
	多目的室	990円	1,320円	1,420円	2,890円
	音楽研修室	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円
	工芸室	420円	560円	600円	1,230円
	調理室	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円

(君津市市民センター設置条例の一部改正)

4 君津市市民センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表中「君津市西栗倉57番地」を「君津市西栗倉36番地」に改める。

別表(第11条)

区分	使用料
コワーキングスペース (2部屋・各16区画)	専有する場合にあっては、1時間につき1部屋2,400円 専有しない場合にあっては、1時間につき1区画150円
交流スペース	1月につき56,250円
ワークスペース(3部屋)	1月につき1部屋52,500円

備考

- 1 コワーキングスペースの使用時間については、1時間未満の端数があるときはこれを1時間とし、同日に連続して5時間を超えたときはこれを5時間として算定するものとする。
- 2 交流スペース及びワークスペースの使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定するものとする。
- 3 附帯設備の使用料は規則で定める額とする。

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例附則関係新旧対照表

改正案					現 行						
*附則第3項関係 君津市公民館の設置及び管理に関する条例 (位置及び対象区域) 第3条 市立公民館の位置及び対象区域(公民館の設置及び運営に関する基準(平成15年文部科学省告示第112号)第2条に規定する対象区域をいう。以下同じ。)は、それぞれ次表に掲げるところによる。					(位置及び対象区域) 第3条 市立公民館の位置及び対象区域(公民館の設置及び運営に関する基準(平成15年文部科学省告示第112号)第2条に規定する対象区域をいう。以下同じ。)は、それぞれ次表に掲げるところによる。						
名称		位置		対象区域	名称		位置		対象区域		
省略					省略						
君津市清和公民館	君津市西栗倉36番地	西栗倉、清和市場、市宿、日渡根、東猪原、西猪原、東栗倉、平田、植畑、西日笠、鹿野山、東日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田沢、旅名、豊英旧倉沢、豊英旧奥畑、東猪原・西猪原入会、東日笠・東栗倉入会、市場・西栗倉・平田・植畑・西日笠入会及び植畑外・四村入会の区域			君津市清和公民館	君津市西栗倉57番地	西栗倉、清和市場、市宿、日渡根、東猪原、西猪原、東栗倉、平田、植畑、西日笠、鹿野山、東日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田沢、旅名、豊英旧倉沢、豊英旧奥畑、東猪原・西猪原入会、東日笠・東栗倉入会、市場・西栗倉・平田・植畑・西日笠入会及び植畑外・四村入会の区域				
省略					省略						
別表第1(第10条第1項)					別表第1(第10条第1項)						
名称	区分	使用時間				名称	区分	使用時間			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
省略					省略						

君津市清和公民館	体育館	3,750 円	5,000 円	5,380 円	10,940 円
	会議室	1,320 円	1,760 円	1,890 円	3,850 円
	1				
	会議室	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	2				
	会議室	990 円	1,320 円	1,420 円	2,890 円
	3				
	和室	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	多目的室	990 円	1,320 円	1,420 円	2,890 円
	音楽研修室	1,320 円	1,760 円	1,890 円	3,850 円
	工芸室	420 円	560 円	600 円	1,230 円
	調理室	1,320 円	1,760 円	1,890 円	3,850 円

省略

*附則第4項関係 君津市市民センター設置条例

別表(第2条)

君津市清和公民館	ホール	2,590 円	3,450 円	3,770 円	7,560 円
	講義室	800 円	1,080 円	1,170 円	2,350 円
	第1研修室	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	第2研修室	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	和室1	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	和室2	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	第1会議室	1,290 円	1,720 円	1,880 円	3,770 円
	第2会議室	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	和室3	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	和室4	480 円	640 円	690 円	1,400 円
	調理実習室	1,290 円	1,720 円	1,880 円	3,770 円

省略

別表(第2条)

地域	名称	位置	所管区域
省略			
清和	清和地域市民センター	君津市西粟倉 3 6 番地	西粟倉、清和市場、市宿、日渡根、東猪原、西猪原、東粟倉、平田、植畑、西日笠、鹿野山、東日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田沢、旅名、豊英旧倉沢、豊英旧奥畑、東猪原・西猪原入会、東日笠・東粟倉入会、市場・西粟倉・平田・植畑・西日笠入会及び植畑外・四村入会の区域
省略			

地域	名称	位置	所管区域
省略			
清和	清和地域市民センター	君津市西粟倉 5 7 番地	西粟倉、清和市場、市宿、日渡根、東猪原、西猪原、東粟倉、平田、植畑、西日笠、鹿野山、東日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田沢、旅名、豊英旧倉沢、豊英旧奥畑、東猪原・西猪原入会、東日笠・東粟倉入会、市場・西粟倉・平田・植畑・西日笠入会及び植畑外・四村入会の区域
省略			